

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

改正「長崎県暴力排除条例（仮称）」説明会の開催について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、暴力団排除のための「長崎県暴力団事務所等の排除に関する条例」は事務所を作らせないための「特化」した条例で、間接的に暴力団が事務所を作ることを困難ならしめるものでありました。

今般、長崎県警察本部では、同条例を、暴力団事務所の排除に関する規定のみならず、社会から暴力団そのものを排除するための自治体や企業、県民の負うべき責務を明示し、一体となって暴力団を排除する仕組みを作ることを目的に、「1. 県の事務、事業における措置等」「2. 少年の健全育成を図るための措置等」「3. 事業者が暴力団等に利益を与えることの禁止等」「暴力団員等が利益を受けることの禁止等」を柱とした、「長崎県暴力団排除条例（仮称）」に改正しました。（別添参照）

つきましては、同条例の解説・質問等に関する説明会を下記日程等により開催することといたしましたので、参加ご希望の方は、別紙により1月20日までに本部事務局へFAX（095－826－2289）にてお申し込み下さるようお願い申し上げます。

なお、今回は長崎地区での説明会となりますが、今後、各地区でも開催予定といたしておりますので、日程等決定次第順次お知らせいたしますことを申し添えます。

記

1. 日 程 平成24年1月25日（水）13：30～15：30
2. 会 場 長崎県勤労福祉会館 「第3中会議室」
長崎市桜町9－6 TEL 095－821－1456
3. 内 容 「長崎県暴力団排除条例（仮称）」の解説等
4. 講 師 長崎県警察本部刑事部組織犯罪対策課 担当職員

改正「長崎県暴力排除条例（仮称）」説明会

参 加 申 込 書

会 社 名

住 所

電話番号

担 当 者

役 職	氏 名

※ご面倒ながら、1月20日までに本部事務局へFAX（095－826－2289）にてご報告下さるようお願い申し上げます。

社団法人長崎県建設業協会